平成２８年（フ）第１５号
千葉県野田市上花輪1253番地の１　サバーバンフラット102号
債務者　齋藤　静江
１　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２７０号
千葉県松戸市高塚新田494番地の11　梨香台団地９棟205号室
債務者　重枝　英之
１　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３１５号
千葉県柏市つくしが丘３丁目５番７号　ドルチェ新柏202号
債務者　後**藤**　直美
１　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３１６号
千葉県松戸市西馬橋４丁目１番地　サンライズ旭306号
債務者　津島　由佳
１　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１８１号
沖縄県那覇市泉崎１丁目９番20号　友寄アパート202
債務者　玉城　康照
１　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３５０号
神奈川県秦野市下大槻410番地２－２－503
債務者　内藤ひろみ
１　決定年月日時　平成28年７月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３５６号
神奈川県中郡二宮町二宮1445番地の11
債務者　杉崎由美子
１　決定年月日時　平成28年７月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３２１号
神奈川県厚木市王子３丁目２番１－405号
債務者　フィン　グエン　アン　トルック（HUYNH　NGUYEN　ANH　TRUC）
１　決定年月日時　平成28年７月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第８１５号
名古屋市港区宝神５丁目2604番地の２　栄グランドハウス301号
債務者　金　　勇太
１　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５５号
広島県福山市御幸町大字森脇425番地13
債務者　神原　千波
１　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第７７号
広島県福山市神辺町大字川南536番地２　レオパレス川南104
債務者　氷室孝太朗
１　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第８４号
広島県福山市春日町５丁目１番16―805号
債務者　高橋　良恵
１　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第８５号
広島県福山市春日町５丁目１番16―805号
債務者　高橋　哲也
１　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第３４８号
神奈川県秦野市本町３丁目13番４の406
債務者　天野　洋平
１　決定年月日時　平成28年７月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３７３号
神奈川県平塚市中原１丁目４番17号
債務者　高橋　順子
１　決定年月日時　平成28年７月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第９２０号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字なかね３番地の４　エテルノⅡ101号
債務者　大神　舞依
１　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８５４号
名古屋市中村区野田町字経田46番地の１　グランザ八田1101号
債務者　笠井　正法
１　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部